①　月20日目まで　30分以上の場合　290点
②　月20日目まで　30分未満の場合　223点
③　月21日目以降　30分以上の場合　280点
④　月21日目以降　30分未満の場合　213点

⑷　同一日に20人以上49人以下
①　月20日目まで　30分以上の場合　285点
②　月20日目まで　30分未満の場合　219点
③　月21日目以降　30分以上の場合　275点
④　月21日目以降　30分未満の場合　209点

⑸　同一日に50人以上
①　月20日目まで　30分以上の場合　275点
②　月20日目まで　30分未満の場合　211点
③　月21日目以降　30分以上の場合　265点
④　月21日目以降　30分未満の場合　201点

注１　１については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等（当該患者と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に精神科訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物等居住者」という。）を除く。）に対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は精神保健福祉士（以下この区分番号において「看護師等」という。）を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料Ⅱ、区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（３を除く。）及び区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（３を除く。）を算定する日と合わせて週３回（当該患者の退院後３月以内の期間において行われる場合にあっては、週５回）に限り算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合には、１月に１回に限り、当該急性増悪した日から７日以内の期間については、１日につき１回に限り算定することができる。

２　３については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等であって、同一日に同一建物等居住者であるものに対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料Ⅰ、区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（３を除く。）及び区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（３を除く。）を算定する日と合わせて週３回（当該患者の退院後３月以内の期間において行われる場合にあっては、週５回）に限り、患者１人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合には、１月に１回に限り、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

３　注１ただし書及び注２ただし書の患者について、更に継続した訪問看護が必要と医師が判断した場合には、急性増悪した日から１月以内の医師が指示した連続した７日間（注１ただし書及び注２ただし書に規定する期間を除く。）については、１日につき１回に限り算定することができる。

４　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の看護師等又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、複数名精神科訪問看護・指導加算として、同一日に、当該加算又は区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注４に規定する複数名訪問看護・指導加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１日を限度とする。

イ　所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合
①　同一建物内１人又は２人　450点
②　同一建物内３人以上９人以下　400点
③　同一建物内10人以上19人以下　340点
④　同一建物内20人以上49人以下　300点
⑤　同一建物内50人以上　270点

⑵　１日に２回の場合
①　同一建物内１人又は２人　900点
②　同一建物内３人以上９人以下　810点
③　同一建物内10人以上19人以下　688点
④　同一建物内20人以上49人以下　607点
⑤　同一建物内50人以上　546点

⑶　１日に３回以上の場合
①　同一建物内１人又は２人　1,450点
②　同一建物内３人以上９人以下　1,300点
③　同一建物内10人以上19人以下　1,105点
④　同一建物内20人以上49人以下　975点
⑤　同一建物内50人以上　877点

ロ　所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合
①　同一建物内１人又は２人　380点
②　同一建物内３人以上９人以下　340点
③　同一建物内10人以上19人以下　280点
④　同一建物内20人以上49人以下　250点
⑤　同一建物内50人以上　220点

⑵　１日に２回の場合
①　同一建物内１人又は２人　760点
②　同一建物内３人以上９人以下　680点
③　同一建物内10人以上19人以下　560点
④　同一建物内20人以上49人以下　500点
⑤　同一建物内50人以上　440点

⑶　１日に３回以上の場合
①　同一建物内１人又は２人　1,240点
②　同一建物内３人以上９人以下　1,120点
③　同一建物内10人以上19人以下　922点
④　同一建物内20人以上49人以下　823点
⑤　同一建物内50人以上　724点

ハ　所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　同一建物内１人又は２人　300点
⑵　同一建物内３人以上９人以下　270点
⑶　同一建物内10人以上19人以下　210点
⑷　同一建物内20人以上49人以下　190点
⑸　同一建物内50人以上　160点

５　注１及び注２に規定する場合であって、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる精神科訪問看護・指導を実施した場合には、長時間精神科訪問看護・指導加算として週１日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週３日）に限り、520点を所定点